

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第4号

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（平成26年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u>若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(10) 略</p>	<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(10) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。